

岩手県告示第104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営吉浜地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする換地を定めない土地として指定した。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

換地を定めない土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
大船渡市三陸町吉浜字沖田	6 番 9	宅地	宅地	m <sup>2</sup> 779.73
”	6 番10	”	”	759.73
”	7 番 1	”	”	658.77
”	8 番 9	”	”	687
”	8 番10	”	”	783.69
”	8 番11	”	”	541.66